

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日

条例第64号

改正 平成28年10月6日条例第56号

平成29年3月28日条例第12号

平成30年10月4日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用するこ

とができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報（生活保護関係情報には、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）を含むものとする。）であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月6日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第12号）

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）による乳児及び子ども等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）及び難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める難病をいう。以下同じ。）の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例（昭和63年姫路市条例第2号）による再開発住宅及びコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市特定公共賃貸住宅条例（平成7年姫路市条例第25号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）により市が処理することとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの
	重度障害者の介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市福祉医療費助成条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	高齢者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法

	律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	姫路市障害者福祉金条例(昭和46年姫路市条例第3号)による障害者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に定める教育・保育施設をいう。以下同じ。)等の利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	姫路市立高等学校授業料等徴収条例(昭和25年姫路市条例第11号)による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
	幼稚園に就園する幼児の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	姫路市福祉医療費助成条例による乳児及び子ども等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳情報」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に

	<p>関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「知的障害者関係情報」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴</p>	<p>外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

<p>収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、国民健康保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料</p>

	<p>の徴収に関する情報（以下「高齢者医療給付関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給に関する情報（以下「国民年金給付関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>介護保険給付等関係情報、国民健康保険給付関係情報、高齢者医療給付関係情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>姫路市再開発住宅及びコミュニティ住宅条例による再開発住宅及びコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報又は精神障害者保健福祉手帳情報であって規則で定めるもの</p>
<p>姫路市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報又は精神障害者保健福祉手帳情報であって規則で定めるもの</p>
<p>姫路市福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民健康保</p>

で定めるもの	険給付関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、高齢者医療給付関係情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報、姫路市福祉医療費助成条例による乳児及びこども等の医療費、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費若しくは高齢期移行者の医療費の助成に関する情報又は重度障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で	身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの

定めるもの	
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
重度障害者の介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、身体障害者手帳情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報、国民健康保険給付関係情報、国民年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、姫路市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する情報又は高齢重度障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は国民年金給付関

もの	係情報であって規則で定めるもの
姫路市福祉医療費助成条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
高齢者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報、国民健康保険給付関係情報、高齢者医療給付関係情報又は国民年金給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
姫路市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
姫路市障害者福祉金条例によ	地方税関係情報、身体障害者手帳情報、精神

る障害者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者保健福祉手帳情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報又は高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、自立支援給付関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、知的障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
教育・保育施設等の利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律	市長	地方税関係情報、生活保護関係

第56号) による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの		情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
姫路市立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
幼稚園に就園する幼児の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの